

仙台家庭裁判所委員会「家庭裁判所委員会」議事概要

1 開催日時

平成15年11月25日(火)午後1時30分から午後4時00分

2 開催場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

遠藤香枝子	大西平泰	岡崎智政	片瀬敏寿
亀井基子	佐久間敬子	鈴木ハツヨ	千葉真弓
中野久利	西澤潤一	安田恒人	吉田瑞宗

(2) 事務局

渡辺昭二事務局長,廣野武首席家裁調査官,後藤豊之進首席書記官,佐藤章総務課長,
高橋智明総務課課長補佐

4 議事等

(以下, は委員長, は委員, は事務局の発言)

(1) 開会

(2) 所長のあいさつ

(3) 委員自己紹介

(4) 説明者(事務担当者)の同席

委員了承。

(5) 委員長の選任

家裁委員会は,家裁の諮問事項について意見を述べるものであるから,諮問を受ける立場の長が委員長というのはおかしいと思う。もっとも,委員長は事務局との打ち合わせがあったり,裁判所内部のことを知っていることも必要であることから,大変な仕事になると思われる。そこで,法曹関係者以外で長い間委員をしている人が委員長になることも一つの方法ではないか。

活発な意見交換のために,家裁の実務の実情や人的・物的態勢について情報の提供をしながら,委員会を実りあるものにして行く役割を考えると,現時点では,所長が委員長となるのが良いのではないか。

家裁委員会は,家裁に対する諮問機関という一面もあり,諮問するものと答申するものが同一人であるのはいかなものかという意見ももっともなところもあると思われる。ただ家裁委員会は裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるというものであり,仮に,諮問に対し意見を述べるような場合は他の人に委員長をしてもらうことで良いのではないか。また,人訴の家裁移管という制度の過渡期にあって,家裁調査官の関わりや参与員の活用を巡って問題が出た場合,裁判所内部の人でなければわからないことを考えると,差し当たっては所長が良いのではないか。

地裁委員会でも委員長は所長であると聞いている。家裁委員会も所長が良いのではないか。

以上により,仙台家庭裁判所長中野久利を当委員会の委員長に選任。

(6) 委員長代理の指名

規則 6 条 3 項により，片瀬委員を委員長の代理者に指名。

(7) 議事

ア 仙台家庭裁判所委員会の運営について

(ア) 議事の公開について

委員会の開始から終了まで記者を入れて行うのが果たして公開と言えるのか。従前どおり，冒頭の所長のあいさつまでの部分の撮影等を認め，委員会終了後，所長から委員会の議事の内容及び発言の要旨を報道機関に説明することで良いと思う。

規則制定委員会における議事でも，公開は積極的にとあるから，支障のない限り公開するのが原則ではないか。

県の審査会においても公開しなくとも良い場合があり，自由に意見を言える状況にある。議事をインターネットで公開していることでもあるし，胸のうちを話す委員会であることを考えると，今までのとおりで良いと思う。

一般的あるいは統計的な話なら公開しても良いと思うが，家事事件の非公開性を考えた場合，一般傍聴を認めた際の人物や事柄が特定されるようなときの対応の問題，自由に発言できなくなること，議事録を作成してホームページで公開してきたことを考え合わせると，当面は今までどおりでよいと思う。

以上から，当分の間，「報道機関に対しては冒頭部分の撮影を認めることとし，議事は公開せず，委員会終了後に所長が記者会見を行い，委員会の議事の要旨を説明する。」ことです承。

(イ) 委員会の開催手続について

「委員長が，委員会を招集し，会議の議長となる。」ことに異議なし。

(ウ) 開催回数について

今までは年 1 回くらいの開催であったが，意見交換，情報交換ということから考えると少なすぎる。年 2，3 回は開催した方がよい。

規則で年複数回と言っているのであるから，年 3 回くらい開催できないか。

弾力的に年 2～3 回と幅を持たせても良いのではないか。

2 回以上必要に応じてというのはどうか。

委員会の内容や進行状況にもよることから，年複数回という形で良いのではないか。

以上により，「委員会は，年複数回開催するものとする。」ことです承。

(エ) 議決方法について

「委員会における議決は，過半数の委員が出席した委員会において，出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は，委員長の決するところによる。」とすることに異議なし。

(オ) 地裁委員会との合同開催について

「委員長は，委員会の議決に基づき，仙台地方裁判所委員会委員長と協議の上，委員会を仙台地方裁判所と合同で開催することができる。」とすることに異議なし。

(カ) 議事の設定について

「委員長が、あらかじめ委員の意見を聴取の上、議題を委員長に通知する。」とすることに異議なし。

(キ) 議事概要のホームページによる公開について

「委員会の議事については、議事概要を作成し、各委員に配布するとともに、家庭裁判所のホームページに登載する。」ことに異議なし。

イ 利用しやすい裁判所に向けて、仙台家裁が取り組んできた事項について

(ア) 裁判所の広報活動

総務課長から、「小・中学校夏休み企画『裁判所へ行こう』（裁判所見学会）」、「法の日週間行事」、「中学生による職場訪問」、「裁判所見学セミナー」、「裁判官による出張講演」の広報行事について、内容及びその実施状況等について説明した後、菊池裁判官から、出張講演を行った際の状況について報告。

裁判所を身近に感じてもらうためにも広報は良いことである。裁判所や裁判についての知識を教えることが大切である。今後も大いに広報をやるべきである。

罪を犯す前に教育することが大切である。広報活動をするに当たり、今の家族や少年の状況を捉えて見ると、個人の権利意識は強くなっているが、人は一人で生きているわけではなく、家族や社会との関わりの中での個人の権利を考えることが必要であり、家庭でのしつけが大切なのでこの視点を忘れてはならない。

子供達に対する広報活動は良いことであり、今後も続けて欲しい。なお、新制度が制定されると、その運用に向けて裁判所との間で各種協議会等が開催されるが、制度に関係する機関の人たちとの意見交換をする機会も設けていただきたい。

ホームページの活用は良いことである。今後は、ファックスしか使えないとか、パソコンは所持していないが携帯なら持っているという人たちのために、それらのツールも利用できるよう考えた方がよい。

今の高校生は、仲間内の掟、社会のルール、倫理がまぜこぜになっている。社会生活をする上で、大人はそれらにどのように優先順位を付け、調和させているのか説明する必要がある。また、今は個性の時代と言われるが、高校生達はむしろ個性に追いつめられているように思う。

個々の事件は小さいが、社会に与える影響が大きかったり、稀なケースであったり、世の中の状況を一番反映しているのが家裁の事件であると思う。個々の事件の人定など不要であるが、こういうケースがあったということを裁判所から情報発信すれば、世の中に警鐘を鳴らすことになるのではないかと。

検察庁でも、広報用ビデオを作成したり、移動教室などを行っているが、検察庁は裁判所以上に一般の人に馴染みが薄く、苦労している。

物事の善し悪しは、まずは親が教え、次に小学校で低学年の頃から教えることが必要である。価値の判断基準が不明確な時代にあって、子供にきちっと善悪の判断基準を教えてあげなければならない。小・中学生に対する夏休みの企画は大変良いことだと思う。

裁判官の出張講義は良いことだと思う。更に言えば、高校では講義についてレポートや感想文を書いていると思うから、それらの一部でよいから裁判所に送付してもらい、それに対して講義した裁判官はどのように考えるかをメモして戻す

ことにより、広報だけでなく、出前講義を通して教育に関わることになる。メモを付して戻された高校生も感激すると思う。

開かれた裁判所を目指し、子供たちに裁判所を知ってもらいたい企画だと思う。今までとは違う範囲の仕事であり、準備なども大変だと思われるが、人的手当はなされているのであろうか。

裁判所の広報の大切さ、広報自体が裁判所の仕事の一つとなっていることについて説明。

(1) 成年後見制度関係について

新しい成年後見制度について説明

なお、この制度がスタートした平成12年度の成年後見関連の新受件数は、120件となっている。その後は、毎年対前年比で1.3倍から1.4倍のペースで増加しており、今後もこのような増加傾向が続くものと考えられる。

後見人として職務遂行中であるが、被後見人側及び病院側は、裁判所から選任された後見人ということで、過大な期待を持っており、何でもやってもらえるものと勘違いしているところがある。例えば、医療行為に関する事前の承諾とか葬儀代の支出などに関して、後見人としての職務範囲外であることを説明して理解してもらおうようにしているが、肝心なときに動いてくれないということで、お叱りを受けたことがある。後見人の職務について、まだまだ不明なところもあるので、裁判所の方で事例の集積があれば紹介していただきたい。

現在のところ、当庁としては、そのような事例を集積したものはない。最高裁でそのような事例の集積をしているものと考えられるが、今後、紹介できる時期がきたら紹介したい。

経済的に余裕がない人の救済を目的として、宮城県などの社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業、いわゆる「まもりーぶ」について、後見人として選任された弁護士や司法書士が安易にこの事業を利用することは遠慮していただきたい。

被後見人の身上監護及び財産管理の関係は、現実に本人を監護している人に身上監護の権限を与える方向で運用するようにしている。

報道機関の側として、これまでこのような問題について正面から取り上げてきた記憶はなく、今日の委員会の中で、いろいろな難しい問題を抱えていることを知った。

私自身の経験から、このような後見人に選任されると、責任が大きく、報告義務などもあって大変な仕事だと痛感した。

被後見人について、社会から脱落した人というイメージではなく、正当なサービスを受ける権利を有している人という前提に立った上で、この制度に関する広報活動を行ってほしい。

父が以前に特養に入っていたが、特養の方の権限が大きかったように記憶しているが、この成年後見制度との差異は何か。

旧来型の特養は、財産管理から身上監護まで全てを行っていたが、能力の減退した人の人格や権利保護が不十分だったという反省から、この制度が発足

した。

「まもりーぶ」事業を利用している人は、宮城県内だけでも年間150人程度になっている。ただ、後見制度の関係では、特に田舎の方では昔のイメージが払拭されていない。各市町村に登録されている生活支援員は、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などをやっており、ますますこの事業を利用する人が増加していくと思われる。

3年前から、後見制度に関して診断や鑑定を引き受けているが、県内の精神科医に鑑定を依頼しても、忙しくてなかなか引き受けてもらえないということで、裁判所の方でも困っている。被後見人の症状が重ければ重いほど鑑定は不要であり、診断書だけでも足りると考えられるので、鑑定が必要だという裁判所側の判断も理解できるが、この制度の効率的な運用のためにも是非検討していただきたい。

また、公務員たる医師に鑑定を依頼しても、鑑定料は病院の収入となり、医師の収入にならないという点も問題である。

予定された時間がきてしまったので、改正少年法の関係については、次回に検討することとして、今回は、人事訴訟の家裁移管についても、テーマに加えたいと考えるがよろしいか。

(異議なし)

今回は、来年の5月又は6月に開催することとし、後日、事務局の方から連絡するというところでよろしいか。

(異議なし)

以 上